

秋田駅東西連絡自由通路止水板整備 仕様書

1 総 則

本仕様書は、「秋田駅東西連絡自由通路止水板整備」に適用する。

この仕様書、設計図、設計書に記載のない事項については、国土交通省大臣官房営繕部監修公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版および公共建築改修工事標準仕様書（電気工事編）令和7年版による。

2 概 要

本整備は、雄物川下流圏域水災害対策プロジェクトの一環として、秋田駅東西連絡自由通路の昇降機および電気設備について、浸水リスクが高い箇所における浸水被害を防止し、バリアフリー機能や通路としての機能を維持することを目的とした止水板を整備する。

3 履行場所

秋田市檜山字長沼27番地3ほか

秋田駅東西連絡自由通路

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年1月30日（金）まで
（作業の実施日は協議するものとする。）

5 事業内容

秋田駅東西連絡自由通路において、別紙図面に従い次の場所に止水板を整備する。

- (1) 東口人工地盤エレベーター・・・・・・・・・・1基
- (2) 東口エレベーター・・・・・・・・・・1基
- (3) 東口エスカレーター・・・・・・・・・・1基
- (4) 東口第1電気室・・・・・・・・・・1か所
- (5) 東口分電盤室・・・・・・・・・・1か所

- (6) 西口人工地盤エスカレーター・・・・・・・・・・ 2 基
- (7) 西口人工地盤エレベーター・・・・・・・・・・ 1 基
- (8) 西口第 2 電気室・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 か所

6 一般事項

- (1) 受注者は、本設備に対する専門知識を有する技術者を派遣し、作業に従事させること。
- (2) 受注者は、本業務を行うに当たって、労働安全衛生法および関係法令を遵守するほか、作業の安全に必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて作業者に適切な指示を行うこと。
- (3) 作業日および作業時間は、平日の午前 9 時から午後 4 時半までを標準とする。ただし、施設側の業務遂行に支障があるときは、秋田市民交流プラザ管理室の許可を得て、ほかの時間帯に行うこと。
- (4) 作業時又は終了後、受注者の責任に帰する事故および設備の不具合については、受注者の責任と負担により速やかに処理し、秋田市民交流プラザ管理室の承認を得ること。
- (5) 昇降機設備への止水板整備については、止水板の配置について当該機器のメーカー保守会社と協議し、承認を得ること。
- (6) 昇降機設備への止水板整備後に当該機器のメーカー保守会社の立会いのもと機器の動作確認を行い、動作に支障がないことを確認すること。

7 技術者配置

本整備では、止水板の整備に伴い昇降機設備周囲への配置について建築基準法を遵守しなければならない。また、ロードヒーティング設備が埋設された床面のはつりが発生することから、はつりの前後で当該設備の絶縁抵抗測定を実施し、配線の損傷確認が必要となる。そのため、受注者は次の資格者を配置しなければならない。

なお、資格者は委託および下請はしないものとする。

- (1) 昇降機等検査員又は一級建築士を有し、4 年以上の昇降機設備にお

ける工事又は保守点検の実務経験を有する者

(2) 第二種電気工事士

8 提出書類

- (1) 施工計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 部（作業前）
- (2) 納入仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 部（作業前）
- (3) 配置技術者専任届（資格証の写し含む。）・・ 2 部（作業前）
- (4) 業務完了報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部（作業後）
- (5) 完成図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 部（作業後）
- (6) 修繕記録写真帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 部（作業後）
- (7) 工場試験成績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 部（作業後）
- (8) 現地試験成績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 部（作業後）
- (9) 電子データ（CD-R 等）・・・・・・・・・・・・ 1 部（作業後）
- (10) その他監督員が指定する必要な書類・・・ 必要に応じて

9 現場管理および安全管理

- (1) 受注者は、作業に使用する各種器具および材料は、作業の進捗に支障のないよう手配するとともに、品質および保管管理等は受注者の責任において行うこと。
- (2) 作業中は、適切な所要人員を配置し、作業場所の整理整頓および保安に努めること。
- (3) 作業範囲外の施設および工作物に接近して作業する場合は、あらかじめ養生を行うなど、損傷を与えないよう保安上必要な措置を講ずること。
- (4) 使用する保護具、計器および工具類は、事前点検の上、正常であることを確認して作業の安全確保に努め、持ち込む電動工具については、事前に絶縁抵抗測定等を行い事故防止を図ること。
- (5) 作業にあたっては、施工範囲をカラーコーン等で区画し、第三者の侵入禁止措置を講ずること。

10 その他

- (1) 業務完了後一年以内に修繕箇所における不具合等が発生した場合、
無償にて受注者が補償するものとする。
- (2) この仕様書において疑義が生じた事項又は定めがない事項については、発注者と協議の上、定めるものとする。

以上